

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る スケジュール等資料

制度改正後の医療機関等受診方法

受診方法		令和6年					令和7年												令和8年							
		8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
							経過措置期間 (保険証利用可能)												経過措置期間終了 (R7.12.1)							
							制度改正日 (R6.12.2)																			
①	健康保険証	※経過措置期間終了後使用不可																								
②	マイナ保険証																									
→	マイナポータル(スマホ) +マイナ保険証 ※オン資が出来ない場合																									
→	マイナポータル(PDF) +マイナ保険証 ※オン資が出来ない場合	※R6.2.6より使用可能																								
→	資格情報のお知らせ +マイナ保険証 ※オン資が出来ない場合	※制度改正後使用可能																								
③	資格確認書	※制度改正後使用可能																								

1-1 資格情報のお知らせ - 印字項目

- 資格情報のお知らせの印字項目・レイアウト案を下記に示す。

掲載面	印字要素（協会案）
表面	- 記号・番号・枝番 - 被保険者/被扶養者氏名/フリガナ - 生年月日 - 資格取得日 - 保険者名称、支部名 - 保険者番号 ※性別は載せない、通称名・旧姓対応は行わない方針
裏面	- 注意文言欄 2次元コード 紛失時の文言については視認性の観点からカードケースの裏面に記載検討中

「資格情報のお知らせ」のレイアウト案

表面

資格情報のお知らせ

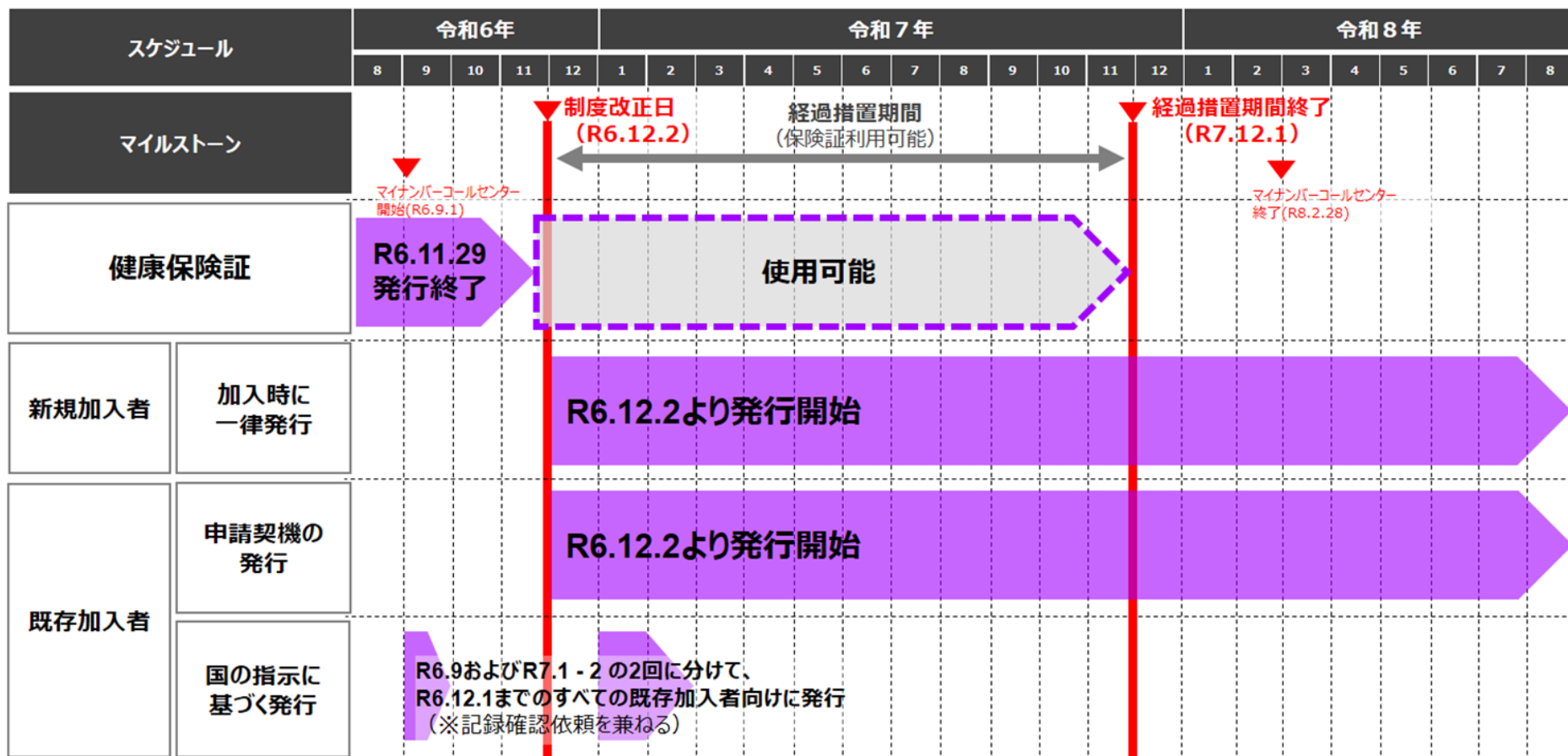
記号	12345678	番号	1234567	枝番	12
氏名	キョウカイ 知ウ 協会 太郎				
生年月日	平成元年1月1日				
資格取得年月日	令和2年1月1日				
保険者番号	12345678				
保険者名称	全国健康保険協会 ○○支部				

裏面

資格情報のお知らせの取扱いにあたって

- ・資格情報のお知らせのみで医療機関等を受診することはできません。
- ・スマートフォンをお持ちの方は、二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。
- ・医療機関等を受診する際にマイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、マイナポータルの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等で提示していただくか、この資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに医療機関等で提示することで受診いただけます。
- ・記号・番号は健康保険の各種給付金等の申請や健診の受診において必要になりますので、ご利用ください。
- ・資格情報のお知らせは、マイナ保険証と併せて大切に保管してください。
- ・盗損・紛失したときは、「資格情報のお知らせ交付申請書」を加入の全国健康保険協会支部にご提出ください。

1-2 資格情報のお知らせ - 発行スケジュール



※本表上では、「新規加入者＝R6.12.2以降の加入者」「既存加入者＝R6.12.1以前の加入者」と定義する。

※資格確認書が交付された者については、資格情報のお知らせを発行しないことも可能だが、実務の煩雑をさけるため、一律に発行する方針。

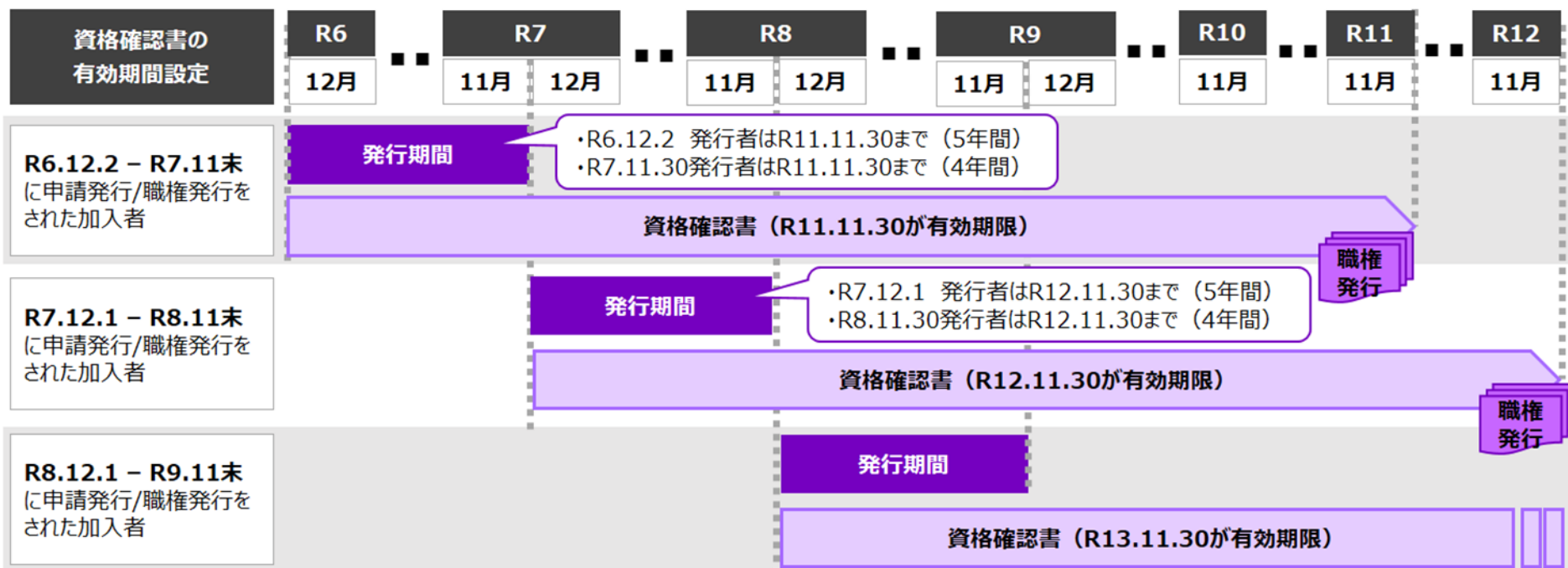
2-1 資格確認書 - 印字項目・デザイン

- 材質・サイズは健康保険証と同様とする。
- 資格確認書の色について、現行保険証との識別を簡便化する目的で色を変更する。
 - 健康保険側においては、印字要素の視認性を考慮し、ベースカラーは黄色に印字は黒で決定。

掲載面	印字要素	資格確認書のイメージ
表面	- 記号・番号 - 枝番 - 氏名（漢字、フリガナ） - 被保険者氏名 - 生年月日 - 本人・家族区分 - 被保険者/被扶養者 - 性別 2次元コード - 資格取得年月日 - 交付年月日 - 有効期間の終期（有効期限） - 保険者番号 - 保険者名称・支部名 - 保険者所在地 - 公印 ※高齢受給者証等証明書の情報を現行同様、別証として発行するため資格確認書には負担割合等を記載しない ※性別対応（性別・通称名表記）、旧姓併記は加入者の申出に基づき対応する。	
裏面	- 住所欄 - 備考欄（性別対応及び旧姓併記は備考欄に記載予定） - 注意事項欄 - 臓器提供意思表示欄	

2-2 資格確認書の有効期間の設定方針

- 資格確認書の有効期間は最大5年間とする（ただし任継は最大2年、75歳誕生日を5年以内に迎える方はその前日まで）。
- 事務処理の負荷やコスト軽減のため、更新時期が同一になるよう**1年単位の発行期間を設定**（毎年12月1日～翌年11月30日 ※ただし初年度に限り、令和6年12月2日～令和7年11月30日とする）、**発行期間毎に同一の有効期限を設定する**（加入時期による有効期間の差は最大1年間まで許容する方針とする）。



（※）有効期間内における紛失、券面変更等による再発行が行われた際は、有効期間を更新した資格確認書を送付する。

2-3 既存加入者向け職権発行の実施タイミング

- 資格確認書の切れ目のない交付方針に準拠し、協会として健康保険証使用不可となるR7.12.2までに、協会既加入者のうち、資格確認書が必要な方（マイナ保険証未登録者等）に対して資格確認書の職権交付を完了させる方針である。
- 協会加入者4,000万人のうち、約40%がマイナ保険証未登録者（2024/8/31断面）であることから、約1,600万人への職権交付が必要となる見込み。電子認証切れ等を含めるとさらに増える可能性があり、1ヵ月間では発行しきれないため、3ヵ月程度に分散し、順次発行を行う方針である。
- 具体的にはR7.9-11にかけて発行を行う方針。対象者として、既存加入者のうち中間サーバーから連携される交付対象者・協会システム上に個人番号未収録の方・中間サーバーに連携されなかった方を抽出し、“現存”、“過去の発行履歴がない”かつ“R6.12.1以前の加入者”に対して発行を行う。

